平成２９年（フ）第３７０号
堺市堺区西湊町５丁４番34号
債務者　辻岡　安彦
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３９４号
堺市堺区榎元町４丁５番35号　ハイツルフレ302号
債務者　尾形裕一郎
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４６０号
堺市北区新金岡町５丁４番322号
債務者　野間まどか
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２６号
福岡県みやま市高田町竹飯1222番地
債務者　東原　康夫
1　決定年月日時　平成29年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第２９号
福岡県大牟田市大字歴木284番地11
債務者　堀　　祐一
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第２２９号
北九州市小倉南区企救丘５丁目９番40号
債務者　大平百合美
1　決定年月日時　平成29年５月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２４６号
北九州市八幡西区春日台２丁目11番９―102号
債務者　青柳　祐子
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２７９号
福岡県遠賀郡芦屋町緑ヶ丘７番６―33号
債務者　小村　照美
1　決定年月日時　平成29年５月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第５８号
北海道帯広市西19条南４丁目４番19号　ホワイエ21―102
債務者　髙橋　　薫
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第６２号
北海道帯広市大正町基線100番地　大正住宅６号棟623号
債務者　三島　信行
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第４１号
群馬県太田市大原町111番地38
債務者　東谷　康子
1　決定年月日時　平成29年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第５９号
群馬県太田市由良町910番地６、前住所群馬県太田市亀岡町630番地３
債務者　小林可津雄
1　決定年月日時　平成29年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第２６８号
京都市西京区御陵溝浦町35番地１　ドミトリーインテリジェンス102号
債務者　石井　　一
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４号
山口県萩市大字山田4707番地１　山田西沖田団地67―９号
債務者　谷川由紀子
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２９年（フ）第１７２号
鹿児島県鹿児島市緑ヶ丘町２番16―12号
債務者　上原　五男
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１３１６号
大阪市西淀川区御幣島３丁目９番１―1105号
債務者　北山　浩市
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５２０号
大阪市中央区玉造２丁目11番12号　澤山興産方
債務者　清岡　麻美
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部